

包括外部監査の結果に基づき
知事等が講じた措置の通知内容

平成14年6月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事及び東京都教育委員会から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成14年6月3日

東京都監査委員	山	本	賢太郎
同	鈴	木	貫太郎
同	横	山	樹
同	藤	原	房子

目 次

	頁
第 1 報告の範囲及び概要	1
第 2 報告の内容	2
[平成12年度包括外部監査]	
1 都立の大学の経営管理について	2
大学管理本部(旧都立大学ほか(注1))	2
2 東京都における交通事業の経営管理について	25
交通局	25
帝都高速度交通営団【都市計画局】	31
東京臨海高速鉄道株式会社【都市計画局】	33
株式会社ゆりかもめ【港湾局】	35
多摩都市モノレール株式会社【都市計画局】	36
東京都地下鉄建設株式会社【交通局】	38
都市計画局	39
3 財産管理について	40
環境局	40
産業労働局(旧労働経済局(注2))	40
住宅局	41
建設局(旧多摩都市整備本部(注3))	42
建設局	42
[平成11年度包括外部監査]	
1 東京都の経営する病院の経営管理について	44
福祉局(旧高齢者施策推進室(注4))	44
2 土地(未利用地)の管理運用について	45
財務局	45
3 公の施設等の管理について	46
財団法人東京都生涯学習文化財団【教育庁】	46
株式会社東京国際貿易センター【産業労働局(旧労働経済局(注2))】	47
4 出資団体の経営管理について	49
財団法人東京都新都市建設公社【都市計画局】	49
東京都住宅供給公社【住宅局】	49

株式会社東京レポートセンター【港湾局】

5 1

東京臨海熱供給株式会社【港湾局】

5 2

(注1) 都立大学、都立科学技術大学(総務局所管)、都立短期大学(総務局所管)及び都立保健科学大学(旧衛生局所管)は、平成13年7月1日に大学管理本部に再編された。

(注2) 労働経済局は、平成13年4月1日に産業労働局に再編された。

(注3) 多摩都市整備本部は、平成14年4月1日に建設局に統合された。

(注4) 高齢者施策推進室は、平成13年4月1日に福祉局に統合された。

第1 報告の範囲及び概要

平成12年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知を受けた内訳は、次の表のとおりである。

(表) 通知の内訳

(単位：件)

監 査 テ ー マ	指摘等件数	通 知 件 数
都立の大学の経営管理について	69	(26) 68
東京都における交通事業の経営管理について	56	(9) 56
財産管理について	8	(3) 7
合 計	133	(38) 131

(注)()内は、指摘等に対して、その一部について措置を講じたとして通知を受けたものであり、内数である。

平成12年度包括外部監査における指摘、意見及び提言の総件数は133件であり、これに対して措置を講じたとして通知を受けた件数は、一部について措置を講じたとして通知を受けたものを含めて131件となっている。

なお、このほかに、平成11年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、東京都知事及び東京都教育委員会から、合計22件の通知を受けた。

第2 報告の内容

[平成12年度包括外部監査]

1 都立の大学の経営管理について

大学管理本部（旧都立大学ほか）

（1）大学事業の収支構造の改善を図るべきもの

ア 指摘等の内容

東京都の大学事業は4大学で行っているが、大幅な赤字経営事業となっている。

大学は都民に対し、運営の実状や成果に対する説明責任を果たし、「収支構造の抜本的な改善による効率的な大学経営」を実現していく必要がある。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年11月、都立の大学が社会の要請や都民の期待に応え、その存在意義を改めて明確にするための改革の具体策と、改革後の大学像を明らかにした「東京都大学改革大綱」を策定した。今後、この大綱に基づく改革に取り組む中で、都民に対する説明責任を果たしていく。

また、大学の収支構造の抜本的改善のため、外部資金の受入柔軟化のための規則改正、授業料等の改定、職員組織の簡素化、経常的経費の削減等に取り組んでいる。今後、さらに、平成17年度を目途に設立する新たな大学の法人化を目指すなかで、発生主義会計の導入や財政運営の弾力化に伴って、効率的、機動的な予算執行によるコスト削減、外部からの研究費など資金の積極的な受入れ、財産の有効活用等の自己財源の拡充などを図っていく。

（2）大学の総合的管理をすべきもの

ア 指摘等の内容

「大学事業の結合収支計算書」で示したような数値を総合的に所管する部署は東京都に存在しない。

都の大学事業の全体計算を可能にするとともに全体的判断を可能にするために、統合的に所管する部署を設置されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年7月、都立の4大学を一元的に管理運営し、大学改革を推進する局相当の組織として、「大学管理本部」を設置した。

これにより、大学管理本部が、都立の4大学事業全体を総合的に所管、管理することとし

た。

(3) 収支の把握のしくみを構築すべきもの

ア 指摘等の内容

都立の大学の予算執行の担当部署は分散している。各大学ごとの収支を統一かつ総合的に把握し管理できるシステムを構築されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年7月、都立の4大学を一元的に管理運営し、大学改革を推進する局相当の組織として、「大学管理本部」を設置した。

これにより、4大学の人件費の支出は、大学管理本部が一括して管理するとともに、都立の4大学の予算・決算等の収支を大学管理本部において、統一かつ総合的に把握し管理できるようにした。

(4) 指名競争入札の活性化を図るべきもの

ア 指摘等の内容

建物管理委託等の主な13の委託契約の指名競争入札の状況は、それぞれの件名ごとに全て同一業者が受注している。

したがって、指名競争入札が形骸化していると認められるため、指名競争入札の趣旨に沿うよう活性化を図られたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

担当局である財務局とともに、入札・契約手続の透明性、競争性に努めているところである。なお、平成14年度の清掃委託では3契約について受注業者の変更があった。

(5) 予算執行を見直すべきもの

ア 指摘等の内容

平成11年度末において、入学検査費から、外国雑誌が購入されている。

入学検査費として支出する項目は、入学検査に必要な支出項目に限るべきである。

イ 講じた措置の概要【都立科学技術大学】

チェック体制の一層の強化のため、契約手続の事務フローチャートの事案決定原議作成段階に「法令及び予算の確認」の項目を追加し、契約担当者に周知徹底を図った。

また、担当者全員に平成13年3月出納長室作成の「支出書類のワンポイント」等を配布して、予算執行の適正化の一層の徹底を図っている。

(6) 大学独自の予算編成について

ア 指摘等の内容

保健科学大学は衛生局所管の事業所であるため、予算についても衛生局医療計画部が、保健医療行政の観点から編成している。大学自体の設置目的を達成するという観点からも、大学独自に予算編成ができる仕組みを作ることが望ましい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成13年7月の組織改正により、本学は大学管理本部の所管となった。このことにより、本学は大学管理本部の予算担当と直接予算編成について折衝することができるようになり、大学の設置目的に沿った予算編成、要求が可能となった。

(7) 兼業兼職承認申請書について

ア 指摘等の内容

事務処理の決裁が、大学の内部だけでは完結せず本庁へ協議するなど、決裁にかなりの時間がかかっており、事務処理が非効率的である。兼業兼職の許可にあたっての決裁の簡素化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成13年7月の組織改正により、本学は大学管理本部の所管となった。このことにより、本事項についても簡素化が検討され、学長以外は、兼業兼職の事務手続が学内で完結するようになっている。

(8) 契約の締結について

ア 指摘等の内容

事務処理の決裁が、大学の内部だけでは完結せず本庁へ協議するなど、決裁にかなりの時間がかかっており、事務処理が非効率的である。大学のような独立した組織にあっては、契約締結に係る決定権限を大学に委譲することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成13年7月の組織改正により、本学は大学管理本部の所管となった。このことに伴い、大学への契約締結権限の見直しが行われ、教育研究用機器具類の買入れについて、本学事務局長の契約締結権限が300万円未満から500万円未満まで引き上げられた。

また、契約事務処理の流れについても、本庁の関与が必要な契約を限定するなど効率化が図られた。

(9) 収入支出の部門別管理について

ア 指摘等の内容

大学全体の収支を改善する上で、部門別の収支状況を把握することは重要な手掛かりとなるため、給料等の集計も含め部門別収支計算に係るシステムを早急に構築することが望ましい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成12年度決算から、文部省管理局長通知に基づく資金収支内訳表の作成方法を参考に、部門別収支把握表を作成している。

(10) 教員に対するインセンティブの付与について

ア 指摘等の内容

教員にインセンティブを与え、特許等の取得や起業を促すことを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

都立大学や科学技術大学において、社団法人TAMA産業活性化協会等と連携し、教員を対象とした特許セミナーや、都内中小企業等との間で産学交流会を実施している。平成12年7月に設立されたTAMA TLO株式会社を通じた研究成果の特許申請、平成14年2月からの研究成果のインターネット上での公開(シーズ集約300件)などにより、特許取得や起業へのインセンティブを高めている。

また、平成13年11月に策定した「東京都大学改革大綱」において、学内インキュベーション施設を付置した産学公連携センターの設置を掲げ、産学公連携の拠点とすることとした。これにより、教員の特許取得等が一層促進されることになる。

(11) 教員自らが研究成果を起業化する仕組みの構築について

ア 指摘等の内容

都立の各大学の教員について兼業兼職を許可する基準の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成12年11月に都立大学教員の兼業に関する取扱関係規程が整備された。

(ア) 都立大学教員の技術移転事業者の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程

(イ) 都立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業許可に関する事務取扱規程

(ウ) 都立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程

これらの規程により、現在、TLOの役員1名、研究成果活用企業の役員1名、企業の技術コンサルタントとして4名、研究開発に係る業務で1名、計7名の教員が兼業している。

(12) 研究成果を活用して起業する教員への融資制度等の創設

ア 指摘等の内容

教員が起業する場合に、企業経営のノウハウ等を援助する仕組みを構築することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

都立大学や科学技術大学において、社団法人TAMA産業活性化協会や東京都商工会連合会等と連携し、教員を対象とした特許セミナーのほか産学交流会を実施している。

平成13年11月に策定した「東京都大学改革大綱」において、学内インキュベーション施設を付置した産学公連携センターの設置を掲げ、産学公連携の拠点とすることとした。これにより、さらに教員の起業化支援に取り組んでいく。

(13) 外部資金の導入の促進について

ア 指摘等の内容

外部資金の円滑な導入に向けて対応策を検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成12年度において、関係規則の改正を行い、企業からの寄附金等による研究費については、年度を越えて使用することを可能とした。

また、平成13年11月に策定した「東京都大学改革大綱」において、平成17年度を目途に都立の大学を法人化することを謳っている。独立行政法人制度では、会計制度に発生主義会計原則を導入し、弾力的な運営が可能となっており、法人化後の大学の会計制度も、これに準じた弾力的な制度とする方向で検討している。

したがって、当初見積もった範囲を超えて受け入れた外部資金に基づく支出等も可能となるなど、会計制度の弾力化が実現できるものと考えている。現在、国において国立大学の法人化の法整備が検討されており、都においても法人の制度設計の具体化に向け、検討組織を設けて検討中である。

(14) 公有財産台帳の早期整備及び適時の公有財産異動状況報告をすべきもの

ア 指摘等の内容

公有財産台帳の記載事項（例：土地の上にある所有建物等）について不備があり、添付資料（例：登記簿謄本等）についても完全には添付されていないものがある。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成12年度中に、記載事項の不備については是正するとともに、入手可能な資料を添付した。

(15) 公有財産の異動状況報告について

ア 指摘等の内容

公有財産の異動状況報告が毎回、半年間遅れている。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

異動状況報告期日までに報告できるようにした。

(16) 公有財産台帳の記録者及び管理者について検討すべきもの

ア 指摘等の内容

大学からの報告に基づき大学の主管部で、公有財産台帳の記載をしているが、報告の遅れが発生することにより、台帳記録と現物とが異なることがある。

公有財産台帳の記録と現物の管理を大学が行うなどの、手続の変更を検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成13年7月の組織改正により、本学は大学管理本部の所管となった。この時点から公有財産台帳の管理及び記載については大学で実施している。

(17) 施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を策定すべきもの

ア 指摘等の内容

建物・工作物について長期的な大規模修繕計画の策定を行っておらず、機器についてのみ修繕履歴等を記した台帳の整備を行っている段階である。

長期的観点に立った施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を早期に策定されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

財務局の「長期保全計画作成要領」に基づいた「長期保全計画表」は作成済みである。未完成書類（主要設備機器一覧表、機器個表、機器修繕履歴表等）について、速やかに作成していく。

(18) 施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を策定すべきもの

ア 指摘等の内容

現在、施設整備に関わる長期的な大規模修繕計画は策定されていない。教育に必須の設備に対する修繕を省略すれば、本来の保有目的の達成に支障が生ずることになる。

長期的視点に立った施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を早急に策定されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成13年度に、施設の老朽状況の調査を実施した。今後、この調査をもとに速やかに計画を策定する。

(19) 備品の金額基準の見直し及び実地棚卸を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

4大学の備品に対して統一的に適用すべき金額基準の見直しについて関係部局に働きかけるとともに、その棚卸実施基準の整備について検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

備品の金額基準の見直しについては、その所管局である出納長室に申し入れを行った。出納長室内で、物品管理事務の簡素化、効率化を図ることを目的として制度改正が検討され、その中で備品の金額基準額を平成15年4月をもって、現行の2万円から5万円に引き上げることになった。

また、その制度改正のなかで、定期的に備品の現物照合をすることが定められている。

(20) 重要物品について物品台帳の記録整備、実地棚卸を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

重要物品台帳の記録の正確性を担保する受払システムの整備について検討するとともに、定期的に（少なくとも年に1度）重要物品の網羅的な実地棚卸を実施されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

各部署において実地棚卸を実施し、不備はすべて是正した。また、各年度の年度繰越時に実地棚卸を実施することとした。

【都立科学技術大学】

年1回の実地棚卸は平成12年度末より実施済である。学内ホームページに物品の異動に伴う手続、申請様式を掲載し、周知徹底を図っている。

【都立短期大学】

平成12年度及び平成13年度に実地棚卸を行った。また、平成12年度及び平成13年度に購入した全ての重要物品について、システムへの登録を行った。

【都立保健科学大学】

実験・実習室を除く部分については、実地棚卸を行い台帳の整備が終了している。引き続き、実験実習室の実地棚卸を行い台帳の整備を図る。

なお、物品管理制度の整備、改善については、所管局である出納長室により、平成14年4月、事務の大幅な制度改正が行われた。

(21) 一般備品及び重要物品のデータ管理について改善すべきもの

ア 指摘等の内容

財務会計システムの物品管理システムだけでは、各大学の個別の備品が非常に管理しにくいという問題点がある。財務会計システム自体を改良するか、各部署の独自システムのデータを財務会計システムにデータ変換する等されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

物品のデータ管理のあり方については、その所管局である出納長室に申し入れを行った。出納長室内で、物品管理事務の簡素化、効率化を図ることを目的として制度改正が検討され、物品管理システムの仕様が大幅に改善されることになった。この中で、物品管理システムとパソコンの表計算ソフトとの間で、データの互換性を持たせるための改良が検討されている。

(22) 物品管理番号による備品の現物管理を徹底すべきもの

ア 指摘等の内容

平成4年の物品管理システム稼働前の物品について旧来の番号が付されたままであるため、早期に実地棚卸を行って、網羅的に物品管理番号のシールの貼り付けを実施されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

各部署において実地棚卸及びシール貼付^{ちょうふ}を実施済である。

【都立科学技術大学】

平成12年度末までに、全備品について実地棚卸、備品ラベルの貼付^{ちょうふ}を実施した。

【都立短期大学】

平成12年度以前に購入した備品について、平成13年3月までに実地棚卸及び物品管理番号のシール貼付^{ちょうふ}を完了した。また、平成13年度に購入した備品は、すべて供用時に備品管理番号のシール貼付^{ちょうふ}を行った。

【都立保健科学大学】

実験・実習室を除く部分については、整備を終了している。実験・実習室は引き続き実地棚卸を行い早期に整備する。

(23) 実態に合わせた備品管理をすべきもの

ア 指摘等の内容

備品を移動した際の異動結果が台帳へ反映されていない。台帳は実態に合わせた形で登録・更新を行うこと。複数の物を組み合わせて購入した物品は、一式でなく細分化した単位での登録を行うこと。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

台帳については、実験・実習室を除き整備済である。実験・実習室は、引き続き実地棚卸を行い早期に整備する。

また、複数のものを組み合わせて購入した物品は、物品管理制度改革の中で出納長室から別途示される基準等により、契約・購入上、また物品管理上最も適切と思われる名称を付した上で、登録・管理を行う。

(24) 備品の管理責任部署を明確化すべきもの

ア 指摘等の内容

備品の管理責任を明確化するためにも、正しい登録を行われたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

実験・実習室を除き整備済である。引き続き実験・実習室の整備を図る。

(25) AV機器及びAV教材の棚卸をすべきもの

ア 指摘等の内容

AV機器及びAV教材の管理については外部業者に委託しているが、毎年度定期的に実地棚卸を実施されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

毎年度、夏季休業中に備品台帳をもとに照合し、管理及び廃棄手続を行っている。

(26) 不用品への区分換えを徹底すべきもの

ア 指摘等の内容

学部等の研究室で不用になった備品を、不用品への区分換えの手続をせず、とりあえず廊下等に出して置く例が見受けられる。

物品管理者は、不用品への区分換えの手続をとるよう備品使用責任者に対し指導を徹底されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成12年11月に実施した自己検査を機に、実状調査を行い指導の徹底を図った。

(27) ソフトウェアの管理について

ア 指摘等の内容

ソフトウェアは、「消耗品」として扱われているが、資産管理の対象とするべきである。

イ 講じた措置の概要【都立大学】【都立科学技術大学】【都立短期大学】

ソフトウェアの管理体制の整備については、出納長室に検討を依頼したところであり、その所管する物品管理制度の大幅な改正の中で、消耗品の管理の適正化(平成15年4月実施)が予定されている。

(28) 不用品の再生及び相互利用の促進について

ア 指摘等の内容

不用品として区分換えされた物品でまだ使用に耐えるもののうち、他の場所で有効利用できる可能性があるものは積極的に転用を図るべきである。

イ 講じた措置の概要【都立大学】【都立科学技術大学】【都立短期大学】【都立保健科学大学】

不用品の再生及び相互利用の体制の整備については、所管局である出納長室に申し入れを行った。出納長室では、物品管理制度改革の中で、所属換えの手続によることなく、物品の有効利用を図ることを目的に庁内貸出制度を創設するとしたところである。

しかし、不用品は対象外とされているため、有効利用できる可能性のある不用品については、その用途から、今後も所属換えあっ旋制度を積極的に活用していく。

(29) 研究費で購入した図書の図書館登録を早期化すべきもの

ア 指摘等の内容

研究費で購入する図書については、図書館システム登録完了後に学部・学科へ返送することが原則であるが、教員が論文執筆に使用する場合等に、学部・学科に残留させている。図書館でのシステム登録が早急かつ確実に行われる仕組みを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

各学部事務室での受入手続きが完了した時点で図書館に送付する旨、及びその際の図書館・学部での事務処理の迅速化を徹底させた。また、各学部・学科の管理する図書の有効利用策として他学部学生への貸出しを可能とした。

(30) 研究費で購入する図書の管理について改善すべきもの

ア 指摘等の内容

研究費で購入した図書についても備品と同一の取扱いをしているため、1冊の単価が2万円未満の図書は、大学に対する寄付の対象にはなっていない。図書は金額の多寡にかかわらず、現在導入中の図書館システムに登録されたい。

イ 講じた措置の概要【都立短期大学】

平成13年3月に、「東京都立短期大学研究費交付金の執行に関する規程」第29条第2項を削除する規程改正を行い、研究費で購入した図書はすべて寄付の対象とした。同時に図書登録のための様式として「研究費購入図書登録カード」を作成し、研究費による図書購入時に教員が事務局に当該カードを提出することを義務付けた。以後、研究費で購入したすべての図書が寄付されている。

(31) 図書の棚卸を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

東京都立科学技術大学では図書館会館以来、棚卸を実施したことがない。

図書館システムを利用し、研究室内の図書も含めて定期的な棚卸を実施されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立科学技術大学】

平成13年9月3日から同月14日まで棚卸を実施した。平成14年度以降においても、図書館利用者の少ない時期に棚卸を実施する。

【都立短期大学】

図書館システムは、平成17年度目途の新大学設立に向けて、統合システムとして構築中であるため、棚卸は平成14年度中に手作業で実施する。

(32) 図書館の未返却図書に関わる規程の整備をすべきもの

ア 指摘等の内容

図書の督促手続については規程等に明記されておらず、慣例的に督促が行われている状況にあるため、図書館規程等において未返却図書の督促手続を早急に定められたい。

イ 講じた措置の概要

【都立科学技術大学】

未返却図書督促事務については、規程整備を行い、平成13年度より「科学技術大学附属図書館規程第18条（督促）」に基づき年4回、定期的を実施し効果をあげている。

次年度以降も同様の方法で実施する。

【都立短期大学】

平成12年12月に「東京都立短期大学附属図書館管理規程施行細則」を改正し、未返却図書の督促手続を規定化した。以後、同規程に基づき未返却図書の督促を行っている。

【都立保健科学大学】

「図書館利用規程」を改正し、第24条に「督促」の条文を明記した。同規程に基づき督促を行っている。

(33) 未返却図書に関する督促状送付先住所の共有をすべきもの

ア 指摘等の内容

未返却図書の督促状を図書館利用カードの住所に送付しているが、学部で保有の住所データを利用し、宛先不明分については正しい住所に送付する必要がある。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

事務情報システムから学生住所データを入手し、図書館システムに反映されるように改善した。

(34) 図書一括購入業者の選定について

ア 指摘等の内容

図書館が購入する図書については、図書委員会において年4回選定を行い、毎回入札により業者の選定をし、購入している。他方都立大学では、年度始めに図書1冊あたりの割引率を入札し、業者を選定している。事務負担軽減のため、業者選定の入札を年1回にすることを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

図書の購入について、継続して購読する雑誌類は、年度始めに割引率の契約を行い業者の選定を行っている。なお、その他の図書類も事務負担を軽減するために、図書委員会での選定方法を検討する。

(35) 未返却図書の請求に関する電子メールの利用について

ア 指摘等の内容

未返却図書の督促について、保健科学大学で行っているように、電子メールの利用を検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成15年度の導入を目途に、検討を進めている次期図書館システムにおいて、電子メールによる未返却図書の督促処理を行えるようにする。

(36) 国立情報学研究所への図書データの提供について

ア 指摘等の内容

東京都立大学は、国立情報学研究所の図書館所蔵データベース（全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の総合目録データベース）へのデータの提供を行っていない。単に利用するのみでなく都立の大学というその性格からも、積極的にデータを提供することが求められる。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成15年度の導入を目途に、検討を進めている次期図書館システムにおいて、国立情報学研究所の図書館所蔵データベースへのデータ提供が行えるようにする。

(37) 研究計画書等を作成すべきもの

ア 指摘等の内容

平成11年度の学長推薦研究費373万5,000円のうち345万円については、研究計画書、収支決算報告書及び研究報告書が作成されていない。学長推薦研究費についても、研究計画書等を必ず作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要【都立科学技術大学】

平成12年度の学長推薦研究費については、収支決算報告書、研究経過報告書を提出させた。

平成13年度は、研究費のみを学長奨励研究費として計上し、公募により決定後、研究計画書等を徴した。

(38) 研究用備品の管理を是正すべきもの

ア 指摘等の内容

教員が交付金によって設備、備品等を購入したときは、直ちに大学に寄付することが義務付けられているが、平成11年度に研究費で購入した約462万円の備品が大学に寄付されていなかった。これらについては、早急に、大学へ寄付させる必要がある。

イ 講じた措置の概要【都立科学技術大学】

平成12年8月に全件処理を終了した。「研究費取扱の手引」を改訂し、関係職員等への周知を図っている。

(3 9) 財団法人等からの研究助成金について

ア 指摘等の内容

(ア) 研究助成金の把握をすべきもの

交付状況を一元的に把握し、かつ管理されたい。

(イ) 助成金により購入した備品等について大学に帰属させるべきもの

所有権の帰属関係を取扱規程等により明確化されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成 1 2 年 1 1 月に「財団法人等研究助成金取扱要綱」を制定し、財団法人等からの研究助成金について、(ア) 研究助成金の交付状況を一元的に把握するとともに、(イ) 助成金により購入した備品等の所有権の大学への帰属を明確化した。

(4 0) 助成金により購入した備品等について大学に帰属させるべきもの

ア 指摘等の内容

応募研究による助成により購入した備品、図書については、義務的な寄附手続の対象となっていない。しかし応募研究は教員の公務であり、大学の施設を利用して行うものであるため、本来は、大学に帰属するものといえる。所有権の帰属関係を取扱規程等により明確化されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

応募研究による助成金で購入した図書等は、東京都に帰属する条件で受入を行っている。平成 1 3 年 4 月に「東京都立保健科学大学受託研究等取扱規程」を改正し、東京都に帰属する旨を明記した。

(4 1) 研究活動に係る自己点検・評価について

ア 指摘等の内容

平成 9 年度及び平成 1 0 年度を対象とした「都立大学 9 8 - 教育と研究の改革 (第 4 回自己点検・評価報告書)」は、ほとんどが研究費予算の獲得実績、研究テーマの紹介、研究発表状況等の記載までであり、研究活動の評価にまで及んでいない。

「東京都立大学自己点検・評価委員会規程」の趣旨に従い、各学部や研究科の研究活動についての自己点検・評価を早急に実施されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成 1 3 年 3 月の第 5 回報告書で、各学部や研究科の研究活動について、さらに踏み込んで現状と課題を明らかにした。

また、研究活動全般について、「大学評価・学位授与機構」の大学評価(分野別研究評価)や文部科学省「21世紀COEプログラム」を考慮に入れながら、大学としての基礎的なデ

ータや研究活動全般における論文数の把握、サイテーション、外部資金の受入状況等のデータについて収集している。

今後、「大学評価・学位授与機構」等の第三者評価や「大学改革」の動向を考慮しながら、自己点検・評価活動のあり方について検討を行って行く。

(42) 研究費の配分について

ア 指摘等の内容

研究費支出の大半を占める研究奨励費は、平成11年度では前年度に対して総額で10%削減されたが、講座別の研究費予算も画一的に10%削減されており、研究成果は考慮されていない。研究費の配分にあたっては、自己点検・評価及び外部評価の結果等を考慮されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成13年度に、研究分野における総長のリーダーシップの強化や、競争的環境の拡大による研究の活性化などを目的に、学内公募型研究費である総長特別研究費を創設した。この総長特別研究費の財源については、1/2を講座研究費より充当している。

また、講座研究費についても、従来からの一律的な配分方法を見直し、新たに評価配分枠を設け、各学部において研究成果に基づく配分や、特定分野への重点的配分などを可能とした。

今後、大学改革の中で、さらに評価・配分方法を検討していく。

(43) 受託研究費の導入について

ア 指摘等の内容

受託研究費の導入実績は、平成10年度及び平成11年度とも1件であり、かつ両年度とも同一の教員が同一の資金提供先から受け入れている。積極的な外部資金導入の拡大を図られたい。

イ 講じた措置の概要【都立短期大学】

平成13年度から、都立短期大学の大学案内に全常勤教員の主な研究テーマを掲載している。

また、平成13年12月から公開した都立短期大学のホームページにも、全常勤職員の主な研究テーマ（大学案内と同内容）を掲載して、受託研究費の受入れ拡大を図っている。

(44) 教員研究費に係る研究成果の公表について

ア 指摘等の内容

教員研究費といえども大学の予算を使用するため、特定研究費の公表と同様に研究成果の公表について検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立短期大学】

平成13年3月に、「東京都立短期大学研究交付金の執行に関する規程」第30条を改正し、教員研究費による研究成果の公表を義務付けた。これに基づき、平成13年度の教員研究費による研究については、学会誌への掲載、著作物の刊行、学会における発表その他の方法により、研究成果を公表している。

(45) 切手の購入方針について検討すべきもの

ア 指摘等の内容

平成11年度の切手の受払金額は次のとおり購入額以上に残高が残っている。切手は適切に購入されたい。

イ 講じた措置の概要【都立科学技術大学】

平成11年度以降は、購入量の調整、料金別納による使用頻度の低い在庫の払い出しなどにより、適切な購入、適正な在庫の維持に努めている。

(46) 入学金等の納入方法の見直しについて

ア 指摘等の内容

入学金について、入学手続き時に現金で受領し、当日金融機関の担当者へ現金を引き渡している。他の都立の大学では指定金融機関への振込方式を採用しており、現金の収納は極力減らすように対処すべきである。看護教員養成講座の受講料についても同様の検討をされたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成14年度入学生から、他の都立の大学と同様に振込みによる納入とした。

(47) 看護教員養成講座に係る選考料の徴収について

ア 指摘等の内容

受講者選考料については徴収していないが、受講者選考にあたって経費を要している。入学選考料と同様に、当該講座に係る選考料の徴収について検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成14年度予算に受講者選考料を計上した。関係規程を整備し、平成14年度から徴収する。

(48) 休学者に対する学籍管理料の徴収について

ア 指摘等の内容

休学者に対しては、期の初日から休学した場合には授業料が免除されているが、休学者に対しても学生証の交付や学籍の維持管理のためのコストが生じているため、学籍管理料を徴収することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

休学者の授業料については、現在の授業料体系が他の国公立大学と同様の体系を採用していること、休学者のみに要するコストを特定することが困難であること、電算システムの変更など徴収コスト増が予想されることなどから、その徴収には慎重な対応が必要である。

平成17年度を予定している大学の法人化にむけて、休学者の取扱い等も含め、授業料など使用料手数料のあり方について、総合的に検討していく。

(49) 寄宿舍寄宿料の金額設定基準の見直し等

ア 指摘等の内容

東京都立大学寄宿舍の寄宿料は国立大学の学生寮の月額費を準用し、月額3,300円(年額39,600円)となっている。

寄宿舍の寄宿料にかかわる金額設定基準について再検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成13年に行った全国の大学アンケート調査によると、本学の寄宿料は国公立大学との比較ではほぼ同等である。

しかし、今後、新大学の独立行政法人化に向けて、新たな料金設定の検討は必要である。

(50) 学外寮の利用率の向上ないし利用料の徴収について

ア 指摘等の内容

会津田島寮については、さらに利用率を向上させるため、東京都立4大学の学生・教職員以外へも利用可能者の範囲を広げられたい。利用者1人当たりの大学負担経費が、1万円超になっていることから、水道光熱費等の応分の負担という観点より、利用料の徴収について検討されたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

会津田島寮については、平成13年度から都直営を廃止し、田島町公社が運営する形態となり、本学教職員・学生の利用の際、利用料を支払う方式とした。このように運営形態を見直すとともに、平成13年度より利用者負担額を増額した。

(51) 国際交流会館の稼働率向上の施策について

ア 指摘等の内容

海外留学生の居住用部分は20室で、その稼働率は、98.6%と非常に高い。一方、海外研究者用の単身室は34室で、稼働率は59.3%と若干余裕があるので、留学生用への振替を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

研究者用居住枠のうち、単身室3室を留学生枠として振替を行い、平成13年度より実施

した。また、セミナー室3室のうち2室を留学生交流室として開設した。

(52) 国際交流協定に係る研究者受入について

ア 指摘等の内容

国際交流協定に基づく友好関係の発展の趣旨からは、東京都立大学と協定先大学が相互に人材を派遣し、お互いが教育研究成果を得るように国際交流を実施すべきであり、東京都立大学と協定先大学との間で研究者を相互にほぼ同人数・同日数派遣することが望ましい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

ここ数年の厳しい財政事情から、受入れについての予算措置もできない状況であるが、研究者・留学生の受入れ、国際共同研究などは引き続き実施していく。

(53) 都民カレッジに対する補助金について

ア 指摘等の内容

減価償却引当特定預金の積立超過部分1,500万円は、その保有目的が不明となっており、結果的に東京都立大学から都民カレッジ事業への補助金が支出過剰ということになっている。したがって、都民カレッジ事業への補助金の支給基準について見直しをされたい。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成13年度の補助金は、第2四半期に預金取り崩し手続きを行い、前年度比92.2%の2,000万円とした。なお、都民カレッジは、平成13年度末をもってその事業は終了した。

(54) 大学全体における情報システムの管理及び情報化計画の策定について

ア 指摘等の内容

大学の情報システム全体に対する管理担当部署が存在していない。大学のシステム全体についても各種検討を行う仕組みを設ける必要がある。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

「東京都立大学教育研究用情報処理システム利用規程」の一部改正により、情報システム管理委員会及び情報処理システム運営室を、平成13年度4月当初から設置・運営している。

【都立科学技術大学】

これまで、計算機センターが言語教育システムを除く学内情報システムを管理していたが、言語教育システムについても、計算機センターが管理することとし、全学の情報システムを一元的に管理する体制を整えた。

【都立短期大学】

沼島キャンパス及び晴海キャンパスにそれぞれ情報システムが設置されており、この管理は、それぞれのキャンパスの担当係が一元的に所管している。大学のシステム全体の検討は、平成17年度目途の統合に向け4大学協同して行っていく。

【都立保健科学大学】

今後、平成17年度目途の統合に向け、4大学協同してシステム全体の検討を行っていく。

(55) 電子メール及びネットワークの活用について

ア 指摘等の内容

電子メール等の活用情報については各大学での共有がされていない。情報の共有化によって様々な活用方法や事務の効率化につながる可能性があるため、情報システムに関する担当者の情報交流を行うことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

学生への電子メールアドレスの付与について、平成13年度は、情報基礎教育受講者と臨時の倫理講習会受講者に対して付与した。

平成14年度は、入学手続き時に申し出たパスワードを初期パスワードとして、学生全員にメールアドレスを付与し、ガイダンス時に倫理講習会を開催し、受講済の者に対してメール及びホームページ作成の権限を付与することとした。

また、その活用については、必要に応じ随時各大学と連絡を取り、情報の交換を行っている。都立4大学の情報共有化の場については、今後の大学改革の中で検討していく。

【都立科学技術大学】【都立短期大学】

電子メール等の活用については、必要に応じ随時各大学と連絡を取り、情報の交換を行っている。都立4大学の情報共有化の場については、今後の大学改革の中で検討していく。

【都立保健科学大学】

必要に応じて情報交換を行っているが、都立4大学の情報共有化の場については、今後の大学改革の中で検討していく。

(56) 東京都立大学の都民カレッジについて

ア 指摘等の内容

運営費補助金は、全額が赤字の補填金となるものではないが、5年間の総事業費に対し約65%を補助金として支出しており、補助割合が非常に多い。したがって「受講料収入で可能な限り事業運営費を賄えるように事業内容を見直し、採算性重視、経営効率化等の経営努力」を払うように財団を指導すべきである。

イ 講じた措置の概要【都立大学】

平成13年度の補助金は、第2四半期に預金取り崩し手続きを行い、前年度比 92.2%の2,000万円とした。なお、都民カレッジは、平成13年度末をもってその事業は終了した。

(57) 東京都立科学技術大学の公開講座について

ア 指摘等の内容

一般管理費・報償費として処理している公開講座の報償費は、予算の調製においても、公開講座の報償費として調製すべきである。また、仮に予算上、調製しない場合であっても、決算上は公開講座で処理すべきである。

イ 講じた措置の概要【都立科学技術大学】

平成12年度予算・決算から一括して調製している。

(58) 東京都立短期大学の公開講座について

ア 指摘等の内容

講座の内容によっては、継続する必要があるのかどうかについて見直しが必要である。

イ 講じた措置の概要【都立短期大学】

平成12年度及び平成13年度の公開講座については、「高齢者問題解決」「高校生向け」という二つのコンセプトを設定し、各回のテーマを決めた。これにより、従来行ってきた講座の見直しを行った。

また、平成14年度に実施する公開講座のアンケートの内容を4大学で共通化した。今後は、このアンケートに基づき、講座の内容を点検・評価し、一層の見直しを図る。

(59) 東京都立保健科学大学の公開講座等について

ア 指摘等の内容

受講料が少額であるため、収支計算において赤字事業となる。

内容については、保健医療、看護等の専門分野を有することから、これからの高齢化社会に向けて、社会的ニーズに適合した有用性の高い講座を開設することが必要である。

イ 講じた措置の概要【都立保健科学大学】

平成14年度の公開講座実施計画策定にあたっては、都民の健康や保健医療に関する知識を深める講座や、保健医療従事者が現場で抱える課題に対応できる講座など、有用性の高い講座を計画した。

(60) 公開講座の有用性について

ア 指摘等の内容

公開講座という事業の有用性を評価するために、参加者の満足度を何らかの形で数値化し

て測定する事について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

平成13年度当初より、公開講座等委員会で、生涯学習の新しい形態について検討を行った。その結果、平成14年度に実施する公開講座のアンケート内容について4大学で共通フォーマット化し、参加者の満足度を数値（5段階）で回答してもらう方法に改めることとした。

【都立科学技術大学】

受講者アンケートの様式を4大学で共通フォーマット化し、参加者の満足度が数値化できるように改めた。

【都立短期大学】

平成13年度に4大学でワーキング・グループを設置し、公開講座のアンケートのあり方を検討した。その結果、平成14年度に実施する公開講座のアンケートの内容を4大学で共通化し、参加者の満足度を数値（5段階）で回答してもらうことにより、公開講座の有効性を評価できるように改めた。

【都立保健科学大学】

平成13年度より、受講者アンケートの項目を改善し、参加者の満足度が数値化できるように改めた。

(61) 公開講座の実費徴収について

ア 指摘等の内容

公開講座には、質の高いものもあり、また、事業の便益を受ける者が特定されている。公開講座を実施するための必要経費（光熱水費、資料代、外部講師に対する謝金等）に見合う金額の徴収を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

連続型の公開講座について、国基準と同額の受講料を徴収することとした。今後は、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立科学技術大学】

平成13年度の公開講座の実施にあたり、必要経費と受益者負担の適正化のため、受講料の改定と講師謝礼の減額を行った。今後は、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立短期大学】

平成13年度に公開講座の受講料について、資料代、謝金等の必要経費や国立大学における公開講座の受講料等をふまえた適正な金額を検討した。この検討結果に基づき、他の

3大学とともに、平成14年度に実施する公開講座の受講料を改定した。今後は、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立保健科学大学】

従来、無料で行ってきた一般都民向けのオープンセミナーについて、平成14年度より受講料を徴収することとした。

今後は、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

(62) 公開講座事業の収支の把握について

ア 指摘等の内容

公開講座に係る実際の収支を把握していないので、それを把握されたい。

イ 講じた措置の概要

【都立大学】

平成14年度からの新たな公開講座の枠組みのもと、公開講座等委員会において検討する。今後とも、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立科学技術大学】

平成13年度の受講料改定にあたり、間接経費等を含めた収支状況の把握を行った。

なお、公立大学としての社会的役割と学校経営としての収支バランスについては、今後とも大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立短期大学】

平成13年度に公開講座の授業料の適正化の検討を行い、この検討の中で、謝金等の経費算定を行った。今後とも、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

【都立保健科学大学】

平成13年度末において、間接経費を含めた収支把握を行った。今後とも、大学改革の中で4大学統一の見直しを検討していく。

(63) 大学事業の在り方の見直しについて

ア 指摘等の内容

大学事業の継続を考慮したとき、「有用性の評価」という方法を導入することも検討していくことが必要なのではないかと考える。

これらの評価方法を行うことによって無駄（非有用性）な支出の削減を行えるようになるかと考える。

イ 講じた措置の概要【管理部】

「有用性の評価」を実施していくためには、適切な評価制度の確立が必要となる。平成13年度には、4大学すべてで自己点検・評価を実施したほか、外部評価を都立大学で一部導入した。

第三者機関による評価については、大学評価・学位授与機構が行っている大学評価の対象に、公立大学も含めるよう要望を行い、平成14年度から公立大学も評価の対象となった。

また、法人に移行後は、目標・計画・評価システムを導入し、客観的な評価結果をもとに、教育研究活動の改善を行っていくこととしており、現在、法人制度の具体化に向けて、検討組織を設け検討中である。

(64) 教員について

ア 指摘等の内容

少人数による教育方針も一部見直しを行い、学生数の増員について検討すべき時期にきているのではないかと指摘されている。

教員の有効活用を図るためには都立の大学間の教員の相互派遣等を検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年11月に策定した「東京都大学改革大綱」において、都立の4大学を再編・統合して、平成17年度を目途に新たな大学を設立することとし、現在、学部・コース、専攻、学生数、教員の配置など、新大学の教育研究組織の構成について検討しているところである。この中で、学生数の適正規模等について検討していく。

また、平成14年2月、都立の4大学間の単位互換協定を締結し、平成14年度から実施することとした。このほか、新大学への円滑な移行を図るためにも、教員の共同研究やビジネススクール等への当該大学以外の教員の参画など、積極的に大学間の連携を進めていく。

(65) 職員について

ア 指摘等の内容

都立の4大学の統合等が実現すれば、経理、総務その他一般管理部門の業務の合理化は可能と考えられる。

教員と職員のいずれについても、人員配置等の再構築について検討されたい。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年7月、都立の4大学を一元的に管理運営し、大学改革を推進する局相当の組織として、「大学管理本部」を設置した。これにより、共通事務の一部集約化などに努め、大学事務局組織の簡素化を進めている。

また、「東京都大学改革大綱」において、都立の4大学を再編・統合して平成17年度を目途に新たな大学を設立すること、新大学は独立法人化することを明らかにした。現在、法整備が検討されている国立大学の動きをみながら、都においても、法人化後の大学の運営組織のあり方について検討しているところであり、この法人化を見据え、事務組織や人員配置の再構築を行っていく予定である。

(6 6) 都立の大学の統合等について

ア 指摘等の内容

都立の4大学を統合して、統一された意思決定によって、大学事業を行うことにより、経済性もしくは効率性が図れるものとする。早急な統合は無理であるとすれば、可能な事項からの共同の検討と他の公立大学との連合を視野に入れるべきではないかと考える。

イ 講じた措置の概要【管理部】

平成13年7月、都立の4大学を一元的に管理運営し、大学改革を推進する局相当の組織として、「大学管理本部」を設置した。現在、大学管理本部が中心となって、4大学の教員・事務局による様々な改革の検討の場を設け、4大学の連携・共同を推進している。

その結果、4大学間の単位互換、4大学の教員が参加する共同研究、4大学共同の公開講座、4大学全体としての産学公連携への取組など、さまざまな連携・共同に平成14年度から着手することを、平成13年度中に決定した。

なお、都立の4大学の再編・統合については、平成13年1月に策定した「東京都大学改革大綱」において、平成17年度を目途に新たな大学を設立することを明らかにしたところである。

(6 7) 共同の具体的事例について

ア 指摘等の内容

協力の具体例としては、学士入学や編入学の特別枠を設けることなどが考えられる。大学、学部を超えて、講座の利用を可能にすれば、教員数の削減が可能となる。同様に、経理、総務その他の一般管理部門の統一もしくは共同利用によって職員数の削減を図ることも可能となる。

イ 講じた措置の概要【管理部】

都立の4大学間の単位互換については、平成13年度、大学管理本部が中心となって4大学間の協議を進めた結果、平成14年2月、単位互換協定を締結し、平成14年度から実施することとした。

また、平成17年度を目途に4つの大学を統合して設立する新大学は、3つの拠点キャンパスを持つこととなるが、1年次の基礎・教養教育は集約して実施することを検討している。

一般管理部門の効率化については、平成13年7月の「大学管理本部」の設置により、共通事務の一部集約化などに努め、大学事務局組織の簡素化を進めている。

(6 8) 公開講座の共同実施について

ア 指摘等の内容

大学ごとに実施されている公開講座を統合することにより、組織的な広報活動による受講者の増加、都民のニーズに沿ったカリキュラム設定など、事業効果の向上と効率性の発揮が

期待できるものとする。

イ 講じた措置の概要【管理部】

各大学公開講座担当者によるワーキンググループ、4大学共同公開講座委員会を開催し、広報の統一化や受講者に対する4大学共通アンケート用紙、受講料等の統一化などの検討を行った。

また、4大学の共同公開講座を平成14年度より実施する予定である。

2 東京都における交通事業の経営管理について

交 通 局

(1) 財務諸表に「重要な会計方針」を記載すべきもの

ア 指摘等の内容

交通局の財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって採用した「重要な会計方針」の記載がない。「重要な会計方針」の財務諸表への記載について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算書から、交通局所管の3会計において 有価証券の評価基準及び評価方法、 棚卸資産の評価基準及び評価方法、 固定資産の減価償却の方法、 引当金の計上基準、 消費税等の会計処理基準について記載した。

(2) 退職給与引当金の計上について

ア 指摘等の内容

高速電車事業の退職債務が概算で323億円(平成12年3月末)あるが、貸借対照表に債務として計上されていない。退職給与引当金の計上について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算から交通局所管の3会計において、期末在籍職員全員が普通退職したと仮定した場合の退職手当額について引当てを行い、過年度分については特別損失で処理した。

(3) 投資のうち株式の管理について

ア 保護預り残高報告書(「保護預り現在高報告書」)について

(ア) 指摘等の内容

現在の保護預り残高報告書の様式では、株式数が不明である。券種別株式数が分かるように保護預り残高報告書の様式を改訂することが望ましい。

(イ) 講じた措置の概要

券種別株式数分かるように、平成13年2月から様式を改訂した。

イ 株券不発行株式の管理について

(ア) 指摘等の内容

「株券不所持申出受理通知書」の発行は、株式発行時に行われ、残高に関しては行われないために、保有株式数との残高照合が、煩雑になっている。期末においては、株式数残高が一目でわかる証明書を当該株券不発行の会社より入手するように改善することが望ましい。

(イ) 講じた措置の概要

平成12年度決算から、株式数残高が一目で分かる証明書を出資先会社から毎年度入手することとした。

(4) 高利率の企業債の借換えについて

ア 指摘等の内容

政府債及び公庫債については、借入時点での利率で約30年間にわたって固定されるため、今日の金利水準からみて極めて高い利率の政府債及び公庫債の残高が多額に上っている。交通局では、公庫債について借換措置の拡充と、また、政府債について公庫債と同様の借換制度の創設を、国に対して要望しているが、今後とも、高利率の企業債の借換え実現のため、国に対して強く働きかけていくべきである。

イ 講じた措置の概要

国に対して行ってきた提案要求を一般要望項目から重点要望項目に変更し、働きかけを強化した。

(5) 資本剰余金から利益剰余金への振替について

ア 指摘等の内容

資本剰余金のうち1,518億円は、資本取引によって生じたものでないため、資本剰余金を取崩すべきである。なお、これは国の指導や地方公営企業の会計慣行に従って資本取引で処理されたものではあるが、一般に公正妥当と認められる会計基準等を踏まえ、あえて修正処理を促すものである。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算において、交通事業会計及び高速電車事業会計において欠損金処理計算書(案)として、資本剰余金の取崩しを平成13年第4回都議会定例会に提出し、平成13年12月19日に議決された。

(6) 建設費補助金の会計処理について

ア 指摘等の内容

補助金相当の減価償却費部分について、損益計算書においては赤字を生じさせる原因となり、貸借対照表においては欠損金を累積させることにより、高速電車事業が実態よりも経営難であるかのような印象を与えることとなっている。補助金相当分の減価償却費を費用としないために、「補助金等充当固定資産の減価償却方法の特例」を用いた減価償却を行うべきである。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算から、新たに補助金をもって取得した資産について、特例による減価償却を行った。

(7) 高速電車事業における減価償却方法について

ア 指摘等の内容

高速電車事業は、「先行投資・料金回収型」の事業形態である。このような事業形態において費用収益の対応を図るため、固定資産の費用として調達コストも考慮して毎期均等額を計上する費用配分の方法である「年金法」の採用について検討することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

「年金法」及びその具体的な適用方法について、引き続き研究していく。

(8) 減価償却の開始時期の見直しについて

ア 指摘等の内容

固定資産を取得し、本勘定に計上した年度においては、減価償却を実施していない。

一般に公正妥当な会計処理の基準に基づいた減価償却の趣旨からすると、固定資産を取得し、使用を開始した時より減価償却を開始すべきものであるから、会計事務規程の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月31日付で東京都交通局会計事務規程を改正し、平成12年度決算から、減価償却の開始時期を「固定資産を取得した日の属する月から」に改めた。

(9) 建設仮勘定のうち勘定整理をすべきもの

ア 本勘定へ振替すべきもの

(ア) 指摘等の内容

建設仮勘定について、本勘定への振替漏れがあった。適時に本勘定に振替整理すべきである。建設仮勘定の残高(特に長期滞留口座)については、本勘定への振替漏れがないかどうかについて、定期的に内容を検討し管理すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

振替漏れの勘定については、平成13年2月に改善した。今後は、勘定誤りのないように決算時の固定資産整理の際に内容確認を徹底する。

イ 勘定誤りを修正すべきもの

(ア) 指摘等の内容

建物勘定(耐用年数50年)に計上されている大島車両検修場空調設備更新その他の工事は、冷凍機設備、空気調和設備及びボイラー等の更新であり、建物勘定に処理すべきものではなく、建物付属物(耐用年数15年)に区分計上すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年2月に建物勘定から建物付属物勘定に振替えた。今後は、勘定誤りのないように決算時の固定資産整理の際に内容確認を徹底する。

(10) 運輸指令所を外部の侵入から保護すべきもの

ア 指摘等の内容

浅草線と三田線を管轄する運輸指令所について、セキュリティ上の不備があった。例えば、看板の撤去などの対応は多額の費用を要するようなものではなく、早急に対応すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成13年2月に案内板からの運輸指令所の消去及び同指令所入口ドアの強化、平成13年3月に門扉の鍵の改善及び監視カメラの設置を行った。

(11) 貯蔵品の棚卸実施要領を整備し、棚卸を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

貯蔵品材料に関して「棚卸実施要領」が整備されていないため、正確な実地棚卸しが行われていないと認めざるを得ない。棚卸しの全件実施を徹底すべきであり、かつ、「棚卸実施要領」の改善と、本庁職員の現場実地棚卸しに対する立会を徹底するべきである。

また、現物の出入庫に伴うタイムリーな事務手続実施について検討を行われたい。

イ 講じた措置の概要

「貯蔵品の受払い及び棚卸し実施要領」の改善整備を、平成13年3月に完了し、平成12年度決算時から、棚卸しの全件実施及び本庁職員の現場立会いを徹底した。

また、夜間や緊急時など正規の受払い手続ができないときは、簡易な伝票で払出したうえで、事後、速やかに正規手続を行うことを徹底した。

(12) 貯蔵品と決算品の区分について

ア 指摘等の内容

貯蔵品事務の見直しに伴い、下記のような問題が発生した。

継続記録システム管理を中止して、現場での管理に一任したために、かえって現場の事務負担量が増えることになった。

貯蔵品の期末残高があるにもかかわらず、必要な洗い替え計上が行われずに、簿外となってしまう必要な管理が行えない場合が発生している。

何を、貯蔵品扱いとして貯蔵品システムで継続記録管理し、適正な在庫・発注管理を行うべきかどうかについて十分に検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に制定した「貯蔵品の受払い及び棚卸し実施要領」の中に、「貯蔵品と決算品とを区分する基準」を規定した。

この基準に則り、貯蔵品と決算品との具体的な品目の区分を平成13年6月に行った。更に、この区分を平成13年度決算時から適用し、貯蔵品を継続記録管理して材料品の適正な在庫・発注管理を行う。

(13) 貯蔵品の過剰在庫について

ア 指摘等の内容

事業所において、過剰在庫となっている貯蔵品が見受けられる。例えば、摺板（すり板）は、平成10年度末に約5年分の在庫を所有していたことになる。

効率的経営が求められている時にあって、過剰在庫とならないよう適切な仕入を心がけるべきである。

イ 講じた措置の概要

貯蔵品の調達請求に当たっては、新たに当該部の管理課にその内容を審査させることとし、かつ、発注帳票（貯蔵品消費予定通知書）を改良し、過剰在庫とならないように、仕入方法を改善した（「貯蔵品の受払い及び棚卸し実施要領」に規定した。）。

(14) 給与の支給日を同一日とすべきもの

ア 指摘等の内容

給与は、毎月15日に本給を、25日に超過勤務手当・特殊勤務手当等を支給しており一カ月の給与について支給が二回に分かれている。

月ごとの給与の支給日を同一日として、支払事務を軽減されたい。

イ 講じた措置の概要

交通局の給与システムは、昭和42年の稼働開始以来相当の年月が経過し、いくつかの点で不都合が生じている。このため、現在新しい人事給与システムの構築に向けて局内にプロジェクトチームを設置し検討を進めている。

今回の指摘事項に関しても、改善にはシステム変更を必要とするため、新システムの構築に合わせて改善する予定である。

(1 5) 給与支給の口座振込を促進すべきもの

ア 指摘等の内容

口座振込金額比率は、15日支給分が75.0%、25日支給分が95.3%(平成12年8月の場合)となっている。特に、15日支給分の給与については口座振込を促進する余地があるため、一層促進するように努められたい。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた後、給与の口座振込について強力的に推進し、平成14年3月15日支給分の口座振込金額比率は99.9%(支給人数合計8,011人中、一部現金支給希望者7人)、25日支給分も99.9%(支給人数合計7,681人中、一部現金支給希望者4人)と大幅に改善した。

(1 6) 特殊勤務手当についての規程改正を適切に行うべきもの

ア 指摘等の内容

車いす利用者の介助に対する手当は規程に明示されていない。

手当を支給する場合には根拠を明確にすべきであり、規程改正の手続を適切に行われたい。

イ 講じた措置の概要

車いす利用者の介助に対する手当は、従来「東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程」に定める特殊労務手当の支給要件である「急病人の搬送等に従事した場合」を根拠に支給していた。

指摘を受けた後、平成13年1月1日付で同規程を改正し、特殊労務手当の支給要件として、「急病人の搬送その他別に定める業務に従事した場合」と改めるとともに、「特殊勤務手当等に関する規程の取扱いについて」も改正を行い、前出の支給要件の「その他別に定める業務」を「車椅子を利用するお客様の介助に従事した場合」と明文化し、当該指摘事項の改善を行った。

(1 7) 売店の使用料につき検討すべきもの

ア 指摘等の内容

売店の使用料は乗降客数と使用面積により算定される定額制であるが、売上高と乗降客数との間には、必ずしも当初予定していたような相関関係がなく、現在の乗降客数を基準とする使用料の設定方法は妥当とはいえない。社会通念上、通常取引に準ずるものに改善するためには、売上高基準等の導入についても考慮されたい。

イ 講じた措置の概要

売店の売上高を構内営業料に反映させるため、平成13年4月から、売店ごとの前年売上実績に2.5%乗じた額を構内営業料とした。

なお、大江戸線環状部の売店と指摘当時新設された売店については、今回、営業実績が1年間を超えたので、平成14年4月から同一の方法を導入する。

(18) 広告収入の収入額を検証すべきもの

ア 指摘等の内容

交通局の広告料収入の管理は、協同組合からの入金額と協同組合から送付される総額のみが記載された支払通知書とを照合するのみである。しかし、入金すべき広告料収入を把握するためには、実際の広告掲出状況と支払通知とのチェックが必要であるにもかかわらず、実施されていない。実際の広告掲出状況と協同組合からの支払通知とのチェックを実施されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年4月から、広告協同組合との受委託契約を廃止し、広告事業を局の直営としたことで、広告出稿の申込から収納まで一貫した管理が可能となった。このことにより、掲出状況を把握し、収入との照合を行っている。

(19) 広告掲載率の向上について

ア 指摘等の内容

中吊りポスター及び窓上のポスターの掲載率は、それぞれ3割、6割程度と低調である。ポスター掲載率の目標管理をするなどして、掲載率を高める努力をされたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度は中吊りポスター、窓上ポスター共に掲載率1割アップを目標として、掲載率及び収入額の管理を行い、掲出方法の改善や企画商品の発売等の諸方策を講じた。しかし、景気低迷や米国テロの影響等による交通広告の落ち込みは激しく、当局でも中吊りポスター掲載率は前年度比5ポイント減、窓上ポスター掲載率は1ポイント増にとどまった。

平成14年度は、企画商品の開発、販売方法の改善、積極的な市場の開拓等を行い、掲載率の向上を図っていく。

帝都高速度交通営団【都市計画局】

(1) 建設仮勘定のうち勘定整理すべきもの

ア 指摘等の内容

(ア) 留置線工事の取得金額が建設仮勘定となっているが、適時に本勘定に振替整理すべきである。

(イ) 建設仮勘定の残高は、本勘定への振替漏れを定期的に管理すべきである。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 当該工事件名は、平成12年9月に、本勘定(固定資産勘定)への振替処理を行った。
- (イ) 振替漏れを防止するため、年2回、工事契約台帳と照合を行うこととした。

(2) 固定資産管理の徹底について

ア 固定資産に標札を貼付すべきもの

(ア) 指摘等の内容

固定資産と固定資産台帳との照合が困難となっている。現品に標札の貼付を実施されたい。

(イ) 講じた措置の概要

台帳との照合を行い平成13年3月に現品に対して標札を貼付した。今後は、取得と同時に貼付を行うこととする。

イ 固定資産台帳の営業線間の振替処理をすべきもの

(ア) 指摘等の内容

列車動揺測定器等が他線で使用されているのに固定資産台帳上の振替処理がなされていない。現品の移動と同時に行うべきである。

(イ) 講じた措置の概要

振替処理については、平成12年11月に処理を行った。今後は、現品の移動と同時に行うこととする。

ウ 固定資産管理の記載を明確にすべきもの

(ア) 指摘等の内容

固定資産台帳の資産名称欄に記載不備がある。記載を適切に行い明確に管理すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

固定資産台帳の記載不備なものについて、平成13年3月に明確に管理するよう記載を行った。今後は、取得の都度、明確に管理するよう記載を行っていくこととする。

(5) 連結財務諸表の作成と開示(ディスクロース)について

ア 指摘等の内容

- (ア) 事業報告書において、グループ全体の連結財務諸表を作成することが望ましい。
- (イ) 連結財務諸表は、開示することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 連結財務諸表の作成は、検討を行っているところである。

(イ) 情報公開の制度の整備が図られた時点で開示に努めることとする。

(6) 駅共同使用料について

ア 指摘等の内容

駅共同使用料については、適正な損益計算を行うため、当年度の実績に基づいて計上を行われたい。

イ 講じた措置の概要

共同使用者に申し入れを行っており、今後、引き続き検討していくこととする。

(7) 関係会社への駐車場用地の貸付料について

ア 指摘等の内容

関係会社からの駐車場収入について、増収発生費用に見合う貸付料が得られるよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

賃料見直しのための事例を調査中であり、料金の改定も実施している。今後、賃料率の見直しを進めていく。

(8) 会計システムにおける残高内訳をシステム上把握する仕組みの構築について

ア 指摘等の内容

会社として、未回収・未払いの残高内訳をシステム上は把握する仕組みの構築について検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

関連事業の事業比率が上昇した時点で、未収金・未払金の残高内訳をシステム上表示できる仕組みを構築するよう検討する。

(9) 車両事務所における業務について

ア 指摘等の内容

工場及び検車区毎の人事、事業計画業務について、組織の簡素化を進める必要がある。

イ 講じた措置の概要

5箇所ある車両事務所を段階的に集約を図りながら1箇所に集約する方向で検討する。

東京臨海高速鉄道株式会社【都市計画局】

(1) 物品の受払残高管理状況

ア 規程の整備状況について見直しをすべきもの

(ア) 指摘等の内容

会計事務規程において、別途定めることとなっている物品の受払い規程を作成されたい。

(イ) 講じた措置の概要

貯蔵品取扱い規程を制定し、平成13年4月から施行している。

イ 物品の受払残高管理について見直しをすべきもの

(ア) 指摘等の内容

単価が比較的高い修繕物品については、継続記録法による物品管理システムに変更すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

貯蔵品について、継続記録法へ変更済みであり、貯蔵品においても資材管理システムを導入した。

(2) 固定資産の管理方法について見直しをすべきもの

ア 指摘等の内容

保守台帳と償却資産台帳の数量とを定期的に照合されたい。

イ 講じた措置の概要

決算に合わせて半期ごとに償却資産台帳を各資産の使用部署に還元し、照合を行う。

(3) 「経営改善計画」における損益改善の目標の明示について

ア 指摘等の内容

「経営改善計画」に、損益改善の目標や年度毎の損益計画を明らかにすることを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

「経営改善計画」の改定時に検討する。

(4) 社員プロパー化について

ア 指摘等の内容

早期にプロパー社員の採用について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月に固有社員を採用することとしている。

(5) 減価償却の方法について

ア 指摘等の内容

日本鉄道建設公団に借入金の償還期間の延長を要請し、年金法の採用について検討された
い。

イ 講じた措置の概要

「年金法」の導入について、今後研究していくこととする。

株式会社ゆりかもめ【港湾局】

(1) 経理課所管の「固定資産台帳」による管理について見直しをすべきもの

ア 勘定科目及び耐用年数について検討すべきもの

(ア) 指摘等の内容

固定資産のうち、以下に掲げた受変電設備等については、科目及び耐用年数が適当ではない。これらの固定資産は、工事内容を再検討の上、適切な科目及び耐用年数を用いられたい。

受変電設備

電力管理設備

平成8年電力設備増強工事関連設備

平成10年電力設備増強工事関連設備

(イ) 講じた措置の概要

指摘のあった4点について点検を行い、いずれも平成13年度決算時までに必要な修正を行った。

イ 経理課所管の「固定資産台帳」への資産登録単位を見直すべきもの

(ア) 指摘等の内容

資産登録単位は、個別資産毎にすべきところ、変圧器の設置場所が16箇所にわたるにもかかわらず、場所毎に区分して計上していない等、現状においてはそのようになっていない。固定資産は、個別の資産を基本として登録管理されたい。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年度中に固定資産の総点検を行い、個別の資産を基本とする資産管理を施した。

ウ 経理課所管の「固定資産台帳」への登録の見直しをすべきもの

(ア) 指摘等の内容

経理課所管の「固定資産台帳」への登録にあたっては、ア及びイの問題の双方が複合的に生じているために、勘定区分、耐用年数及び資産登録単位が当該資産の実態を的確に表していないケースが多く見受けられる。「固定資産台帳」を、ア及びイの双方の観点から

総点検されたい。また、マニュアルを作成し、担当者が交代しても同じ処理がなされるようにされたい。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年度に、マニュアルを作成し、固定資産台帳への登録の見直しに関する総点検を実施した。

(2) 固定資産の管理について見直しをすべきもの

ア 指摘等の内容

上記(1) - ウで述べた問題があるため、経理課所管の「固定資産台帳」と現場担当課保有の「固定資産管理台帳」とは必ずしも整合性があるとは言えない。会社は、固定資産管理番号等を有効に活用して、(貸借対照表 - 「固定資産台帳」 - 「固定資産管理台帳」 - 現物)の相互の関係が正確に対応するようにされたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度に固定資産管理見直しの作業に着手、全社的に固定資産現物への付番等の作業を行い、平成14年度中に完了させる。

多摩都市モノレール株式会社【都市計画局】

(1) 物品の受払残高他の管理状況

ア 規程を整備すべきもの

(ア) 指摘等の内容

経理規則において、定めることとされている「物品取扱規程」を作成されたい。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年3月に「物品取扱規程」を作成した。

イ 貯蔵品の受払管理について見直しすべきもの

(ア) 指摘等の内容

貯蔵品について、在庫の管理方法をルール化し原則として継続記録法を採用すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年度に貯蔵品の継続記録法を実施し、在庫管理方法のルール化を行った。

ウ 物品購入時の検査事務の執行方法について見直しすべきもの

(ア) 指摘等の内容

検査事務細則に定めているように、現品に会社の検査員が確認した証跡を残すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年3月より、証跡を残す現品検査を実施している。

(2) 固定資産の現物管理の見直しをすべきもの

ア 指摘等の内容

各部署の現物管理台帳による現品管理を実施し、償却資産台帳と定期的に照合されたい。

イ 講じた措置の概要

管理台帳による現品管理を実施し、償却資産台帳と定期的に照合を行っている。

(3) 営業用釣り銭準備金の運用状況について見直しをすべきもの

ア 指摘等の内容

主要6駅における「予備金」については、早期解消すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に「予備金」を全て解消した。

(4) 「経営計画」自体の改善について

ア 指摘等の内容

「経営計画」の中身について見直すとともに、増収策について検討されることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度決算の確定後を目処に「経営計画」を策定するべく検討を行う。また、増収策については、一駅100円運賃を平成13年4月に実施した。

(5) 借入金の繰上げ償還について

ア 指摘等の内容

高率の借入金は、繰上償還について借入先と交渉することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度末に約130億円を一括返済した。

(6) 社員のプロパー化について

ア 指摘等の内容

技術の蓄積や人件費負担の軽減化という観点から、一定の職員のプロパー化の推進を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

固有社員を計画的に採用し、プロパー化を推進する。

(7) 減価償却方法を再検討すべきもの

ア 指摘等の内容

減価償却費を圧縮するための措置として、資産の耐用年数を延長すること、車両は定率法から定額法に変更すること、「年金法」の採用を検討することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

車両の定額法への変更は、平成12年度決算から行った。「年金法」等の採用については、今後の検討課題とすることとした。

(8) 広告収入の増大について

ア 指摘等の内容

車体広告について、条例改正後実施できるよう準備を進め収入を確保することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度中に合計3編成の車体広告を実施した。

(9) 車両基地用の土地及び借入金の帰属について

ア 指摘等の内容

車両基地の土地及び借入金について、都に帰属させることにし、使用許可を得る方法について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

車両基地用地について、今後の経営状況を見ながらそのあり方を考えていく。

東京都地下鉄建設株式会社【交通局】

(1) 受託工事に負担させる間接費の配分について

ア 指摘等の内容

受託工事支出金の負担する間接費の算定方法については、現行、工事本部の人員の工事案件別の従事状況を把握していないため、正確な従事割合を算出することが困難である。受託工事の間接費の配分について、工事本部の人員の従事状況を把握することにより、各工事ごとに従事割合により配分する手法が取れる体制を検討することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の決算から、全従業員の年間の職務分担を明確にし、それにより受託工事に

係わる従業員人工(にんく)を算出し、それに従業員一人当たりの経費単価を乗ずることにより、受託工事費の間接費とすることにした。

(2) 一般管理費の回収方法について

ア 指摘等の内容

一般管理費の回収については、資本金見合いの金額約30億円を定期預金として運用することにより賄う予定にしていたが、一般管理費を賄うような運用益は当面期待できないため、例えば他の都の関係会社に対する余剰資金の貸付等、安全かつ十分な運用益が得られるような利益創出の方法を模索されたい。また、一般管理費については会社設立の経緯から建設原価の一部として取り扱うことも検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算において、資金の運用益のほか土地の賃貸料等の収益を計上し、一般管理費の回収を図った。

平成13年度以降は、人件費・経費総額の節減に努めるとともに、建設原価の計上方法を精査することにより、一般管理費の縮減を図っている。

(3) 大江戸線環状部資産明細の作成について

ア 指摘等の内容

大江戸線環状部の資産明細は、交通局において、固定資産台帳作成の基礎資料となる非常に重要なものであるため、次の点に留意して作成されたい。

・固定資産の現物管理を行う上で、現物と固定資産台帳の項目とが一対一で対応するように資産を区分しておくこと。

イ 講じた措置の概要

大江戸線環状部引き渡し後の交通局において、固定資産管理が容易にできるよう、平成13年4月1日、会社に資産整理課を新設し、固定資産明細を作成する体制を整えた。

平成13年度は、12月に科目別明細書を、3月に固定資産台帳計上用明細リストを交通局に提出した。

都 市 計 画 局

(1) 営団に対する整備事業費補助について

ア 指摘等の内容

整備事業費補助は、内部補助の考え方の導入を検討し、整備事業費に対する補助方針を明確にするとともに営団の路線別損益等を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

特殊会社化時点での望ましい助成の在り方について検討する場を平成13年3月に設置し、長期収支、路線別収支等の資料提出を求め検討を進めているところである。

(2) 営団地下鉄と都営地下鉄との経営統合について

ア 指摘等の内容

経営統合について、検討に着手することを提言する。

イ 講じた措置の概要

検討会を設置し検討を進めている。

3 財産管理について

環 境 局

(1) 旧清掃事業所の駐車場等用地の有効活用について

ア 指摘等の内容

清掃事業の特別区への移管に伴い、清掃事業所等は原則として所在区に無償譲与したが、八枝清掃事業所は標準面積の2倍以上の広さであるため、江東区に譲与ではなく無償で貸付している。この土地の過大な貸付部分の有効利用について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

当該土地については、敷地内の建物が分散され、分割できないため、平成12年3月の都区合意により、現在の建物の建替えまでの間、無償で貸し付けるものとされており、建物の建替え時に適正規模で無償譲渡することになっている。

産業労働局（旧労働経済局）

(1) 日雇労働者技能講習所及び同簡易宿泊所の有効活用について

ア 指摘等の内容

日雇労働者技能講習所及び同簡易宿泊所の管理経費として年間6,654万円を要している。この技能講習所における技能訓練の実施状況は、年間100日程度にとどまっており利用率は低い。また、簡易宿泊所の設置目的である失業対策事業は終了しているにもかかわらず、居住者が定住化している。これらの施設の位置づけを明確にするとともに、有効活用について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

技能講習施設については、講習内容について、平成14年度から、ホームヘルパーや家事援助などの福祉分野、ビルメンテナンス、警備など、今後大幅に人材需要が見込まれる科目を中心に再編し、その座学部分で施設を有効活用する。また、可能な科目から今年度前倒しで実施できるよう努める。対象者について、山谷地域日雇労働者のほか、新たに自立を希望する路上生活者（ホームレス）等の講習施設としても活用していく。

簡易宿泊所の宿泊者については、精力的な退所指導を行った結果、平成11年度末の24人から現在16人にまで減少した。更に、都営住宅の特定入居等により、引き続き全員退所を目指す。施設については、特別区人事・厚生事務組合等の機関とも協議し、自立を目指す路上生活者のグループホームや一時収容施設等としての活用策を検討する。

住 宅 局

(1) 都営住宅の区への移管について

ア 指摘等の内容

平成元年の都区協議により、小規模住宅を特別区に移管するという合意をしているが、平成12年3月末現在で未移管のものが719団地ある。

特別区への都営住宅のすみやかな移管の方策について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

(ア) 未移管団地については、平成12年3月の都区協議会において、包括的な移管の合意を得た。

これを受け、今後10年間で2万戸の移管を目標とした「都営住宅特別区移管推進計画（平成13年3月15日）」を策定した。

(イ) 特別区が地域の実情に応じて都営住宅を移管・活用できる新たな方策として創設した「建替時都営住宅区移管制度」（平成12年11月1日）を積極的に活用した。

(ウ) 上記(ア)の推進計画及び(イ)の新制度に基づき、各区と個々の団地について移管の協議を精力的に進めている。

これにより、平成12年度は20団地、平成13年度には12団地の移管を行った。

また、平成13年度末現在、平成14年度に移管する3団地の協定が締結済みである。

(2) 都営住宅家賃の滞納状況について

ア 指摘等の内容

都営住宅家賃の滞納状況は、平成12年3月31日現在、滞納者は2万7,988人、滞納金額は57億円と多額にのぼっている。滞納家賃の早期回収とともに、多額な滞納を発生

させない方策について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

滞納縮減を局の重要課題と位置づけ、執行体制を強化し、積極的に取り組んでいる。

具体的には、

支払督促や訪問等による滞納縮減に向けた指導の強化

長期又は多額滞納者に対する法的措置の強化

(平成11年度1,035件 平成13年度2,549件)

生活保護世帯について福祉事務所のケースワーカーが住宅扶助費を代理受領し、住宅局へ支払う方式の拡大

居住者向け広報誌を活用した滞納予防の意識啓発の促進

住宅局・公社での一斉電話催告の実施

などの方策を講じている。

これらの取組みの結果、平成12年度末では、滞納額が54億3,000万円に縮減した。

平成13年度には取組みをさらに強化し、滞納額は約47億円まで縮減できる見込みである。

滞納縮減については、今後とも、引き続き取組みを強化し、その縮減に努めていく。

建設局(旧多摩都市整備本部)

(1) 未利用地の利用促進について

ア 指摘等の内容

広狭の未利用地を点在して所有している。今後の事業の方向性を明確にし、利用促進のための措置を検討すること。

イ 講じた措置の概要

坂浜平尾土地区画整理事業については建設局、秋留台地域総合整備計画については都市計画局で、今後検討していく。

また、公共事業の収束、終了に伴い不要となった代替地は、平成13年度に財務局へ引渡しを行った。

建設局

(1) 公園の区への移管について

ア 指摘等の内容

特別区への移管が決定されているのに、移管が行われていないものが2ヶ所ある。

また、杉並区に移管決定した都市計画公園用地には、現住家屋が存在しているものがあるため、今後の取扱方針を検討すること。

イ 講じた措置の概要

豊島区の椎名町公園は譲渡済みであり、北区の桐ヶ丘中央公園は平成14年度前半に都用地の譲渡を行う予定である。

杉並区の公園用地は、平成14年2月に住民説明会を実施し、今後も改善に向け対応していく。

(2) 代替地の保有基準について

ア 指摘等の内容

代替地の中に、公共事業との関係が明確にされないまま、保有しているものがあるため、保有基準の明確化を図ること。

イ 講じた措置の概要

代替地保有基準を制定し、基準を明確にした。

平成13年度に約1万2,000㎡を財務局へ引継ぎ、残りの対象地については平成14年度早期に引継ぐ予定である。

[平成11年度包括外部監査]

1 東京都の経営する病院の経営管理について

福祉局（旧高齢者施策推進室）

（1）病院事業会計（公営企業会計）の適用をすべきもの

ア 損益計算書及び貸借対照表等の作成をすべきもの

（ア）指摘等の内容

可及的速やかに財務規程等を適用し、公営企業会計を導入することにより、発生主義に基づく損益計算書及び貸借対照表ほかを作成する必要がある。

（イ）講じた措置の概要

平成13年度において、固定資産の管理や貸借対照表作成のための所管の会計システムについて必要な予算措置を行ったが、平成13年7月の「都立病院改革会議」の報告及び同年12月の「都立病院改革マスタープラン」において、老人医療センターは民間に、多摩老人医療センターは当面財団法人東京都保健医療公社に経営を委ねる方向が打ち出された。

現在、同プランをもとに実施計画（平成14年7月頃策定予定）を策定中であり、同計画を踏まえ、両センターの経営主体にふさわしい会計方式を検討していく。また、会計方式の変更に備え、資産についての必要な調査等を行っている。

（2）コンピュータシステムについて

ア 経営管理の観点から見た現状システムについて

（ア）指摘等の内容

人事情報、財務情報などが高齢者施策推進室の管轄するシステムとは接続していないため、経営管理上必要な基礎情報を速やかにシステムから出力することができず、きめ細やかな経営分析や管理を実行することが非常に困難である。

（イ）講じた措置の概要

病院情報システムの再構築時に、システム環境を細やかな経営分析を行えるよう整備するとしていたが、平成13年7月「都立病院改革会議」の報告及び同年12月の「都立病院改革マスタープラン」において、老人医療センターは民間に、多摩老人医療センターは当面財団法人東京都保健医療公社に経営を委ねることとなった。

現在、同プランをもとに実施計画（平成14年7月頃策定予定）を策定中であり、シス

テムの再構築については、同計画を踏まえて検討していく。

イ 病歴管理について

(ア) 指摘等の内容

カルテをもとにした管理情報は手作業で収集しなければならない。また、病歴に関しては外部委託で行われているのみで、専任スタッフが不在である。

(イ) 講じた措置の概要

病歴管理情報については、既存の医療情報システムに病歴管理機能を追加し、疾病等の必要なデータの集計を効率よく行えるよう、平成13年度にシステムを改善した。

なお、病歴担当係長ポストは、平成12年度に設置した。

ウ システムサポートについて

(ア) 指摘等の内容

システムサポートの体制については、クライアントサーバー化の進展などを考慮すると、機能及び責任体制において十分な体制とは言い難いのでその見直しと強化を検討すべきである。また、あわせて医師及びコメディカルも含めた総合的なシステム関連教育を充実させることも検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

医事会計システムの更新により、経営指標に関する基礎情報の収集が可能となった。また、システムの障害発生時に、職員が障害に適切に対応できるよう連絡体制を整備した。

さらに、病院職員を対象に経営指標に関する研修や、新任の医師とコメディカルを対象とした端末の操作方法に関する研修を実施するなど、サポート体制の強化を図った。

2 土地（未利用地）の管理運用について

財 務 局

(1) 土地の利用（貸付等）を適正に行うべきもの

ア 指摘等の内容

普通財産のうち支障のないものについて、暫定的有効活用を図るため、区市町村の公的利用又は地域の遊び場等として、無償又は貸付料の減額による一時貸付又は一時開放を行っている。

しかしながら、一時使用の目的であるにもかかわらず、長期にわたり貸付又は開放を継続している事例が見受けられた。一時貸付又は一時開放は長期にわたることを想定したもので

はなく、結果として特定の区市に恩恵を与えることとなり適切ではないので、貸付先又は協定先と適切な土地利用関係を構築されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月20日、江戸川区東小松川四丁目5417番1の6, 630.41平方メートルの土地については、江戸川区に売却した。

(2) 土地開発基金に属する土地の恒久的利用又は処分を検討すべきもの

ア 指摘等の内容

土地開発基金に属する土地のうち、都市開発関連用地については、暫定的な活用は図られているが、将来における恒久的利用又は処分を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年6月1日、土地開発基金の廃止に伴い、都市開発関連用地は、基金財産から財務局所管一般会計普通財産に財産区分の変更を行った。

平成13年11月15日、新宿区高田馬場一丁目1084番1の1, 777.91平方メートルの土地については、分筆を行い、1,554.44平方メートルの土地を帝都高速度交通営団に売却した。

また、平成14年3月11日、荒川区東日暮里五丁目42番2ほか1筆の904.62平方メートルの土地については、民間事業者に売却した。

3 公の施設等の管理について

財団法人東京都生涯学習文化財団【教育庁】

(1) 修繕の基礎となる図面情報の効率的・効果的な活用について

ア 指摘等の内容

施設建設の契約により、しゅん工時に提出される図面は書面である。このため長期にわたって、最新の施設状況を把握することは、事実上不可能であり、電子情報化を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア) 教育庁

a 機器の整備

平成13年度のCADのリース更新に際し、大型スキャナー機能を加味するとともに、課内LANと接続し、紙図面の電子媒体化を進めた。

b 職員に対する内部研修の実施

課内にCAD委員会を設置し、CADを日常業務に使用している職員を講師として、課内のすべての技術職員に対し、CADの研修を実施した。

c CAD業務の活用拡大

建築工事、機械、電気設備工事の一部について、設計委託の成果品をCADで納品させるとともに、設計の一部についてCADを活用している。

d 図面管理態勢の検討と費用対効果の試算

財務局で検討中であり、検討結果を待って教育庁として対応する。

(イ) 東京都生涯学習文化財団

a 図面管理システムの導入

平成12年度末に開発した「建物保全情報システム」の一部として図面管理システムがあり、50図面を読み込み電子化した。また、紙図面をスキャナーで読み取りコンピュータ内で処理するとともに、パソコンによる図面の修正を可能にした。

b 機器の整備

平成13年度に、CADの電子データを紙ベースに打ち出す機能と紙図面を電子媒体化する機能を有する機器を導入し、修正も可能にした。

(2) 東京武道館の勤務体制について

ア 指摘等の内容

東京武道館は開館している時間に合わせ午前8時30分から午後9時30分までの間に8時間勤務するものとしているが、8時間の勤務を割り振るのみでは硬直的であり、重複が生じている。8時間未満での勤務を可能にして、柔軟な人員の割り振りを行うことが望ましい。財団独自の雇用を行うことで、条例等の規制を受けない人員配置を図ることも検討の余地がある。

イ 講じた措置の概要

財団運営におけるより一層の簡素化・効率化を目指し、事業の公共性や人材確保の効率性にも配慮し、多様な形態での人材活用を検討していく。

なお、勤務体制について検討し、平成13年度からは、職員を2名減じ11名としている。

株式会社東京国際貿易センター【産業労働局(旧労働経済局)】

(1) 総合事務管理システムを改善すべきもの

ア 総勘定元帳等の諸帳票を作成できるように改善すべきもの

(ア) 指摘等の内容

総合事務管理システムは、東京国際展示場の管理・運営に重要な役割を果たすべきものであるが、経理システムについては有効に機能していない。総勘定元帳等、貸借貸借表等の財務諸表等を出力できるよう経理システムの改善をされたい。

(イ) 講じた措置の概要

経理事務の効率化のためには改めてシステム開発を進める必要があるが、総合事務管理システムは非常に大きなシステムであり、システム全体を改善するためには多大な開発費用と時間を要する。そこで、御指摘の経理システムについては当面、総合事務管理システムとは別に、改善（現在、帳票類はアクセス、財務諸表はエクセルで作成中）を進め最終的に総合事務管理システムとの連携が図れるよう検討を進めてきた。しかし、監理団体改革実施計画（監理団体総点検結果）のなかで平成15年度に社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターとが統合するという方針が決まり、公益法人会計のシステムを事務管理システム本体につなげる改善を行っても利用する期間が1年となり費用対効果が得られない。このため、今後はシステムの拡張性を担保する目的で現行の事務管理システムをウィンドウズ上に乗せる改善を最優先で進め、企業会計を前提とした統合先の団体との調整に努めていくこととする。

なお、平成13年度以降の都との貸付契約においては、システム全体利用の義務づけの内容を削除した。

イ 債権管理メニューにつき改善を要するもの

(ア) 指摘等の内容

経理システムには、債権管理メニューという債権管理機能があるが、実施には有効に機能していない。未収金を極力減らすこと及び作業効率化のために債権管理メニューにつき改善されたい。

(イ) 講じた措置の概要

経理事務の効率化のためには改めてシステム開発を進める必要があるが、総合事務管理システムは非常に大きなシステムであり、システム全体を改善するためには多大な開発費用と時間を要する。そこで、御指摘の経理システムについては当面、総合事務管理システムとは別に、改善（現在、帳票類はアクセス、財務諸表はエクセルで作成中）を進め最終的に総合事務管理システムとの連携が図れるよう検討を進めてきた。しかし、監理団体改革実施計画（監理団体総点検結果）のなかで平成15年度に社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターとが統合するという方針が決まり、公益法人会計のシステムを事務管理システム本体につなげる改善を行っても利用する期間が1年となり費用対効果が得られない。このため、今後はシステムの拡張性を担保する目的で現行の事務管理システムをウィンドウズ上に乗せる改善を最優先で進め、企業会計を前提とした統合先の

団体との調整に努めていくこととする。

なお、平成13年度以降の都との貸付契約においては、システム全体利用の義務づけの内容を削除した。

(3) 今後検討が望まれる課題について

ア リスクの軽減について

(ア) 指摘等の内容

現在、前金納入期限直前のキャンセルの多発や開催規模が縮小されるケースが増えている。リスクの分析・研究を行ない、リスク発生を抑止する方策を講じるなどリスクを最小限にとどめることが肝要である。

(イ) 講じた措置の概要

リスク抑制策については、先ごろ策定した「中期経営計画」にそって実態に即した適切な対応を行う。具体的には、次回の利用予約の受付時期に合わせてキャンセル料の設定と前払制度の確立を図った。

4 出資団体の経営管理について

財団法人東京都新都市建設公社【都市計画局】

(1) 町田市忠生地区の土地の有効活用を図るべきもの

ア 指摘等の内容

公社は、町田市忠生地区に町田市に公園緑地用地として貸付を行っている保有地について、今後、町田市と買取りを含め協議し、有効活用の検討を行うこと。

イ 講じた措置の概要

町田市に対し当該土地を一括処分する方向で交渉を進めて、売買契約が成立した。

東京都住宅供給公社【住宅局】

(1) 土地の有効利用を図るべきもの

ア 指摘等の内容

公社所有の住宅開発用地のうち、事業化が困難と思われる用地(6地区、66万㎡)について、保有コストが年間1億2,000万円かかっていることから、早急に土地の有効利用について検討されたい。なお、売却の方針が決定した用地については、土地勘定に振り替え

るべきである。

イ 講じた措置の概要

4地区について次の措置をした。なお、6地区全てを土地勘定に振り替えた。

(ア)大谷地区

平成13年度に民間事業者に0.08haを売却した。また、監査受検時の貸与面積7.3haに加え、平成13年度、新たに三宅村げんき農場等として4.5haを貸与した。公的機関への貸与であることから、非課税申請を行い、新たに公租公課2,500万円を縮減した。

(イ)大柳地区

平成13年度に0.2haを民間事業者に売却した。その他の用地7.64haについては、監査受検時から引き続き八王子市運動場等として貸与し、公的機関への貸与であることから、非課税扱いとなっている。

(ウ)多摩ニュータウン19住区

平成12年度に民間事業者に0.08haを売却し、平成13年度に公的事業者等に0.08haを売却した。

(エ)福生駅東口地区

平成13年度に0.16ha全てを公的事業者に売却した。

(2)分譲代金に係わる滞留債権の早期処理を図るべきもの

ア 指摘等の内容

長期分譲住宅、長期積立分譲住宅及び民間提携住宅の1年以上の長期にわたる滞留債権について、早急に回収に努められたい。また、回収不能なものについては、法的措置により早急に措置されたい。

イ 講じた措置の概要

(ア)長期分譲住宅及び長期積立分譲住宅

監査指摘における1年以上の長期滞納者は75名(6,168万円)であったが、呼出状の送付、電話、訪問督促など、個別対応による収納の促進を徹底した結果、42名(2,866万円)は完納となった。残り33名のうち3名については、完納には至らなかったものの大部分を回収し滞納月数を1年未満とした。さらに残った30名のうち、特に長期化している2名について既に訴訟中、この他2名については訴訟に向け準備をしている。

平成14年2月現在、指摘時の長期滞納者以外に新たに28名が長期滞納となっているが、呼び出しや訪問による督促、分納誓約指導など解消に向けて努力している。

(イ)民間提携住宅

指摘のあった3件のうち、1件については賃貸住宅事業継続による分割回収を行っている。また、1件については所有者の任意売却により回収すべく処分手続中である。他の1

件についても所有者の任意売却による回収を計画しており、処分先を検討中である。

(3) 「経営改善引当金」と「社屋整備引当金」の計上について

ア 指摘等の内容

「経営改善引当金」及び「社屋整備引当金」といった利益留保的性格の引当金については、財政状態及び経営成績を明瞭に表示するために、計上を取りやめるべきであり、「地方住宅供給公社会計基準」の見直しを行うことが望ましい。

イ 講じた措置の概要

地方住宅供給公社会計基準は、平成14年3月に全国住宅供給公社等連合会により改正され、平成14年4月1日開始事業年度から適用する。新会計基準では、利益留保的性格の引当金の計上を取りやめ、財政状況及び経営成績を明瞭に表示する。

(4) 繰延資産の会計処理について(傾斜家賃繰延)

ア 指摘等の内容

傾斜家賃繰延は資産として計上すべきではなく、発生した会計期間の費用として計上すべきであり、これに反するような規定をしている「地方住宅供給公社会計基準」の見直しを関係者と協議の上、早急に行うことが望ましい。

イ 講じた措置の概要

地方住宅供給公社会計基準は、平成14年3月に全国住宅供給公社等連合会により改正され、平成14年4月1日開始事業年度から適用する。新会計基準では、指摘の主旨に従い、償却の見込めなくなった傾斜家賃繰延資産は費用として計上することとした。

(5) 繰延資産の会計処理について(家賃割引繰延)

ア 指摘等の内容

建替事業の従前居住者に対する家賃激変緩和措置による家賃減収分を東京都からの借入金により資金手当をしているが、当借入金を収入勘定として損益計算書に計上している。損益会計と資金会計が混同されているので会計処理の再検討を図られたい。

イ 講じた措置の概要

会計処理方法を再検討し、平成12年度から、当該借入金の収入勘定への計上を取りやめることとした。

株式会社東京レポートセンター【港湾局】

(1) 人的組織体制について

ア 指摘等の内容

現状、会社への都・民間からの派遣・出向職員の在籍期間は平均約1年4ヶ月と相当短い。

社員に対するインセンティブの付与、ノウハウの蓄積・スペシャリストの育成・人脈形成による営業活動等の面で現状による人員体制は改善することが望ましい。特にノウハウ・経験を要する職種については、派遣・出向期間の延長に努めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

派遣・出向元に対して、業務知識やノウハウを持つ人材の推薦を依頼し、派遣・出向元の延長を引き続き要請した。

平成14年4月1日から施行される「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等により、東京都から退職派遣された社員については、派遣期間が2年から3年に延長されることとなった。

また、固有社員の経験・ノウハウを有効に活用できるよう人事異動を行い、派遣・出向社員の業務遂行の円滑化を進めた。さらに、平成12年12月に業務の標準的な手順を定めたマニュアルを作成し、誰もが即戦力として業務を行えるようにしている。

東京臨海熱供給株式会社【港湾局】

(1) 人的組織体制について

ア 指摘等の内容

現状、会社への都・民間からの派遣・出向職員の在籍期間は平均約11ヶ月と短い。

社員に対するインセンティブの付与、ノウハウの蓄積・スペシャリストの育成・人脈形成による営業活動等の面で現状の人員体制は改善する必要がある。特にノウハウ・経験を要する職種については、派遣・出向期間の延長に努めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

これまで、派遣・出向元に対しては、必要に応じ人材の選定、派遣期間等について要請を行い、人的組織体制の強化を図ることが出来た。さらに、平成14年4月1日からは、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等により、都から退職派遣される職員については、派遣期間が2年から3年に延長されることになり、より一層人的組織体制の強化を図ることが出来るようになった。

なお、業務上のノウハウ蓄積を図るため、危機管理マニュアル、作業基準等の業務マニュアルを平成13年3月に整備し、現状の人員体制の補完及び改善を図った。

